ニュースレター

棉育会融 FINANCE CO-OPERATIVE

No.128 (2016年8月)

協同組合原則と異文化の労働者

新興国経済の成長の減速、各国でのテロリズムの激化に加え、世界経済にとってまた不安な材料が 追加された。6月23日のイギリスのEU離脱を問う国民投票である。

僅かに残留派が優勢であるというマスメディアの予想を裏切る結果が出る頃には、ポンドと英株式 は暴落を始め、先進国の成熟した金融市場にも今なおポリティカルリスクが根強く存在することを知 らしめた。

この投票の中で筆者にとっては意外な事実があった。大手労働組合が離脱に積極的に賛成、または 中立を呼びかけたことである。最大公約数的な意見は、EU 行政はイギリスの労働者福祉に寄与するこ とが少なく、むしろ EU 内外からイギリスへの移民の流入を加速させて労働者を困窮させるというも のである。EU 離脱となればイギリス経済の地位の低下は当然予想されるものの、イギリスの労働組合 はそれよりも移民増加に伴う賃金の引下げを拒否したのである。

協同金融研究会の諸氏におかれては、イギリスといえばまずロッチデール先駆者組合の発祥の地と いうことを思い出すことだろう。同組合の設立(1844年)後、半世紀の間に1,400以上の同様の協同 組合が生まれ、170万人の労働者が組合員となった。同組合の精神は、僅かに形を変えながらも国際 協同組合同盟による協同組合原則(1995年)として今なお連綿と受け継がれている。協同組合原則に は、「民主的な管理」や「自治と自立」、「地域社会への関与」等、現代社会のエッセンスが詰め込 まれている。

確かに移民をありのまま社会に受容することは難しいかもしれない。戦乱で国を追われたシリアや イラクの人々に対し、「民主的な管理」や「自治と自立」をいきなり要求することは現実的ではない し、雇用や行政機能の崩壊によって故国を離れた東欧の人々に対して「地域社会への関与」等への参 画を求めることは容易ではないだろう。労働者の間に連帯が存在しなければ単なる競争相手でしかな く、移民を国外へ排除するという考えに至るのはやむを得ない面もあるように思える。

もし今日の協同組合に国際的な役割があるならば、それは異文化を持つ労働者との間に連帯を生み 出すことを促進することではないだろうか。協同組合の組合員は他者への配慮を倫理的な信条とし、 協同組合原則の一つに、組合員への教育や研修を実施して共通の原則や使命を持たせるということが ある。移民がイギリスにいることの主な理由は、割安で使いやすい労働力という使用者の論理である が、協同組合の活動を通して生まれた労働者の連帯がそれに取って代わることがあるならば、国民投 票の結果が異なった可能性があると筆者には思える。

一般社団法人全国労働金庫協会 熊谷 征爾

■本号の目次■
協同組合原則と異文化の労働者(熊谷征爾)
◆第 126 回研究会報告(2016.7.22) 2
「いま、協同金融に問われていること」~問題提起と意見交換~(齊藤 正)
◆第 127 回定例研究会(2016.9.9)のお知らせ … 2 2
2016年8月発行【編集・発行者】協同金融研究会(事務局長・小島正之)
〒102-0083 千代田区麹町 3-2-6 麹町本多ビル3B 日本福祉サービス評価機構気付
電話&Fax 03-3262-2260 e-mail: <u>kinyucoop@mail.goo.ne.jp</u>

* HPを開設しました(http://kyodokinyu.org)/Facebookもご利用ください。

◆第 126 回研究会報告(2016 年 7 月 22 日)◆

いま、協同金融に問われていること

協同金融研究会代表 · 駒澤大学経済学部教授 齊藤 正

小島 (研究会事務局長)

本日の研究会は、当研究会の代表の齊藤先生にモデレーター(問題提起&進行役)を務めていただき皆さんと活発な議論をいたしたいと考え、企画、ご案内をいたしました。

皆さんご存知のように、協同組織金融機関の将来をみると課題が山積しております。特に協同 組織金融機関と不即不離の関係にある地域経済の先行きが心配でありますし、少子高齢化の問題 や小規模企業の業況不振など色々と課題がございます。そういった中で今後どう頑張っていくか ということが問われているわけで、まず代表から問題提起をしていただき、それをもとに皆さん からご意見を賜りたいと思っております。では、齊藤代表、よろしくお願いします。

問題提起

(齊藤 正)

5月の総会で引き続き代表を仰せつかりました。これから 2 年間、小島事務局長や笹野さん、各業態からご協力をいただいている運営委員の方々と務めて参りたいと思いますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて本研究会は1993年の発足以来今年で23年目を迎えているわけですが、協同組織金融をめぐる状況は厳しく、また大きく変化してきております。バブル経済が崩壊して以降、各業態とも個別機関数が減少しているのみならず、店舗数・従業員数ともに大きく減少しておりますし、預貸率も顕著な低下をきたしております。まさに地域経済は協同組織金融機関の存亡につながりかねない深刻な現状にあるのではないかと考えております。

本研究会は 40 代の役職者を中心に発足したわけでございますけれども、年々職場環境が厳しくなってくるなか、研究会に参加することも難しいという声も伺っております。しかしながら、協同組織金融機関の4つの業態をみますと、資金量が 2015 年 9 月末でおよそ 267 兆円と、メガバンクを含む地銀・第 2 地銀を合わせた全国銀行 116 行の 696 兆円の 4 割に近い規模を依然として誇っているわけであります。

そこで、協同組織金融機関の今日的な存在意義がどこにあるのか、また、取り組んでいく課題とはなにかといったことについて会員の皆さんと議論を深めたいということで本日の例会を企画させていただいたわけでございます。

それでは、レジュメに沿って三つの柱を立てて問題提起をさせていただきたいと思います。

◆地域経済の現状と協同組合

まず一つ目の論点は、地域経済の現状と協同組合の現状認識に関わることです。現状をどうみるかということに関して大きく2点挙げたいと思います。

一つは、亡くなられた宇沢弘文先生が、いわゆる社会的共通資本として自然資本、社会的インフラ、制度資本を挙げられ、さらに制度資本のなかに教育システムや金融システムを挙げられているわけですが、それらがいずれも損壊の危機に瀕している状況にあるのではないかということです。それは言い換えますと、協同組織金融機関あるいは協同組合の事業基盤それ自体が深刻な傷を負っているということではなかろうかと思います。また、そういう状況は社会関係資本というものを極めて脆弱化させているのではないかということです。

今日の研究会の前にパットナムの『孤独なボウリング』という本を読み返してみましたが、アメリカにおいても黄金の 60 年代に比べて今は人々が分断され孤立化している、この本のタイトルのように正に一人でボウリングをしているという状況が進行しているわけで、日本社会の現状と全く重なってくるわけです。

地域経済衰退の原因

そういった地域経済の現状がなぜもたらされたのかという原因についてもみておく必要があります。

私見では、これまでの日本における地域開発計画が明らかに破綻する中で、それをどういうかたちで変えていくのか、あるいは変革していくかの出口が見えないために、地域の空洞化・衰退が進んでいるのではないかということであり、それを促してきたのが、この間の法制度の改革にあるのではないかということです。とりわけ、1990年代以降、急速に進んできたグローバリゼーションに対応するために、中小企業や農業、林業の領域、さらには教育の領域等々一これらは、協同組合金融組織や協同組合が担ってきた重要な領域ですが、これらの領域における基本法が軒並み改正あるいは廃止されていく中で、グローバル化対応に沿ったかたちの法体系の整備が進められてきているということではないかと考えております。

◆地域再生の2つの方向性と協同組合

二つ目の論点は、こういった現状に対して地域再生-政府は「地方創生」という表現を用いていますけれども、この方向性をどう考えていくのかということです。これについては二つの方向性が示されています。

・「地方創生戦略」:道州制~コンパクトシティ

一つは、2014年に施行された地方創生法に基づく地方創生戦略の方向性です。地方の中核拠点都市や中心都市、あるいは基幹集落に経済機能や行政サービス機能を集中させながら、その周辺の都市や集落については中核都市を結ぶネットワークというかたちで結ぶという方向性が示されております。言い換えますと、新幹線網の延伸やリニアモーターカー構想といった東京集中型の交通網をさらに広げながら、地方都市については一定区域に公共施設や商業施設、あるいは住宅を集約するコンパクトシティ化を図りながら創生コストを削減しようという方向性であり、それによって地方においても深刻な状態にある財政問題を可能な限り抑えていくという方向性が明確に打ち出されていると考えられます。

・「ローカル循環」再生への試み:「里山資本主義、「田園回帰1%戦略」など

もう一つの地方再生の方向性として出されているのが、本研究会のシンポジウムでもご講演いただいた藻谷浩介氏の「里山資本主義」の考え方であったり、藤山浩氏の「田園回帰 1%戦略」で

あったり、あるいは内橋克人氏の「フード・エネルギー・ケアの自給」といった、ローカル循環 を再構築しながら現在の地域の深刻な状況を解決していこうという考え方です。

ただ、ローカル循環の再構築が先ほどのグローバル化対応の地方創生戦略に対するオルタナティブの考え方であるのか、あくまでもサブシステムにとどまるのかという点では考えなければならない論点がまだあると思いますが。

そうした中で、協同組織金融機関あるいは協同組合が地域再生にどのように役割や責任を果た していくのかについて議論が立ち遅れている、現実の問題に対応し切れていないのではないかと 考えております。

◆協同組織金融の課題と展望

三つ目の論点は、地方再生に向けた協同組織金融機関の役割や課題がどこにあるのかという点 に関してです。

前々回の例会で、中川先生からご講演をいただきました。中川先生は、協同組合は未来の創造者になれるかどうかという問題提起をされました。協同組合が環境や社会の動向といったことに極めて無関心になっていて、極めて閉鎖的な運営に陥っているのではないかというご指摘でありました。とりわけ日本におきましては、協同組合あるいは協同組織金融機関は戦後、統一法ではなく業態別立法で運営されてきたということから、地域において共通の様々な課題が浮き彫りになっているにも関わらず、なかなか協同した取り組みが進まない、他の業態が抱えている問題を自分たちの問題として捉えきれていないと感じております。

「地域金融モデル」をいかに深化させるのか。

そこで、これまで地域金融を担ってきた協同組織金融機関は改めて地域金融問題とはどういう ものであるのかということを理論的にも深化させる必要があるのではなかろうかと考えます。

協同組合法が存在せず、それぞれ異なる準拠法に基づく協同組織金融機関に共通するメルクマールは、独禁法の適用除外要件とされる(第32条)、相互扶助目的、加入脱退の自由、一人一票、利益分配の制限、を満たしていることにありますが、とくに相互扶助の今日的な意義について金融機関の問題として深める必要があるのではないかと考えます。

つまり、協同組織金融機関が銀行と違う点が会員制度にあるとすれば、それを経営にどのようなかたちで生かしていくのかという問題ですが、金融業務が複雑化・高度化する中で経営者支配が強まっているという印象を受けています。

・法制度のあり方

もう一つは、法制度のあり方です。先ほど基本法の改正が進められてきたと申し上げましたが、 それに対して違うかたちの法制度が生み出されてきたということも取り上げる必要があると考え ます。

一つは、中小企業基本法の改正ですが、一面では「自立した」中小企業に支援する対象を絞る という改正でしたが、他面では自治体の中小企業振興政策に対する責務も盛り込まれているわけ で、それをどういうかたちで生かしていくのかが重要です。

また、民主党政権の下で運動が進みもう一歩のところで成立というところまで達した労働者協同組合法、あるいは、2014年に成立した小規模企業振興基本法です。中小企業基本法の改正以来、十数年の間に2割以上の小零細企業が地域から姿を消す中で行政としても対応を迫られ、立法化

も図られてきたわけですが、それをどういうかたちで協同組織金融機関としてサポートしていく のかといったことが問われているように思います。

さらには、業態別立法が強化されてきた歴史の歩みの中、2012年の協同組合年におきましても 統一法制定を目指す運動が盛り上がったという印象を持ってはいないのですが、イタリアや韓国 においては新しい協同組合に対する立法化や運動が進んでいるという点についても目を向けてい く必要があるのではないかと思っております。

・実践的な課題

三つ目は実践的な課題で、協同する協同組合、オーガナイザーとしての協同組織金融機関についてです。日本の制度について生協総研のレポートに「日本の協同組織金融制度の特質と現代的課題」を書かせていただきましたが、本日、東京海上ホールディングスの会長で経済同友会の副代表幹事の隅修三氏が「金融財政事情」に書いた「地方創生の実現に向けて」を配布させていただいたのは、財界や産業界が考えている地方創生の方向性が極めてはっきりと出されていると思ったからです。

「……工業で引っ張るだけではこの国はもはやよくならない。地方創生においてはまず自助でそこに共助が加わり公助を支えるという考え方が重要である……」ということで、自助なのか共助なのか公助なのかという、協同組合を論じる時にこれまでさんざん議論されてきた言葉がこのようなかたちで書かれているわけですが、まず自助であるということが徹底されようとしているということでございます。

それに対して私どもは協同組合、協同金融セクターとしてどのようにとらえるのかということでございます。繰り返しになりますが、業態別立法という枠組みの中で中川先生が指摘されたように自分の業態内部にどんどん内向きになってしまう、決して望ましいことではないこうした事態をどういうかたちで打開していくかということが今まさに求められているのではないかということであります。

もう一つ、これから行政から間違いなく問われてくるガバナンスの問題です。先ほど会員が顧客として扱われているという話をしましたが、会員は単なる顧客ではなく、協同組合組織においては一人一票の議決権を有しているところが株式会社とは違うところであります。

この間、行政側からのモニタリングにおいて協同組織金融機関に対してガバナンスの不備がしばしば指摘されております。それを私どもとしてどのように考えていったらいいのかということでございます。

以上、若干時間がオーバーしましたが、以上三つの柱立てで本日、皆さんに問題提起をさせていただきました。

意見交換

齊藤 それでは議論に入っていきたいと思いますが、始めにX信用金庫の OB でいらっしゃいますAさんから口火を切っていただければと思います。

Aさんは本会の創立時現役でいらっしゃいまして、いつも積極的に議論に参加され、ご退職後も協同組織金融に対して貴重なご発言をいただいてきております。それではよろしくお願いいたします。

激変した地域、崩壊する顧客基盤――状況変化に対応できる協同組織らしい理念の構築を

A(X信用金庫OB) 金庫人生を振り返ってみて一番恥ずかしいのは営業一筋で理論的・学問的な勉強を一切していないことなのですが、皆さんのお話をきいて協同組織・協同金融などについて勉強させていただいてきましたし、今も参考にさせていただいております。

日本の高度成長時代に会社人生を送っていました。入職の時は理念とかも何もわからず、年度のボーナスが 10 か月という求人案内をみて入ったわけで、何年か後輩たちもそれが目当てで入った人がほとんどです。

これから信用金庫として一番大事なものはなんだろうか、ということを自分でも見つけていかなければならないし、後輩にも伝えていかなければならないだろうという多少の責任感も出ました、若い人と時々会合をもって話をしています。ただ、世の中が私たちの時代と極端に変わっていますし、色んな面で変化しているので、かなりレベルを上げた議論や勉強をしていかないとこれからはいけないのではないかという気がしますし、その点では若い人のご苦労は大変だと思います。

私はX信用金庫の店舗展開の真ん真ん中に住んでいるものですから地域の状況もお客さんの状況もよく入ってきます。私は団塊世代の1年前の生まれなのですが、たまたま昨日プール開きの準備で町会で話をしていて、いま町会で事業をやっている人がどれくらいいるかという話になったのですが、廃業した、引っ越した、潰れたといった話ばっかりで、たまたま1軒がビルを買うくらい盛況だというくらい地域は色々な問題を非常に抱えているのではないかと思います。

某商店街でこのところ問題になっているのが、ほとんどのところが高齢化して跡継ぎがいないことや、家賃が坪あたり4万とか5万とかと高いということで自分で商売をやっているよりは貸した方がいいんじゃないかという経営者がどんどん出てきちゃいまして、マツモトキョシだドールだケンタッキーだマクドナルドだと、どこの繁華街にでもあるようなお店が増えています。

先日、商店街の役員の方と話していたのですが、この現況だとこの街らしさがなくなってしま うのではないかという危機感を感じました。池袋駅の東口も西口も以前は地域の会合などで会っ ていた商店のご主人たちが今はほとんどビルのオーナーで、商売をやっている方はほとんどいま せん。

ですから今、池袋での融資競争は不動産融資で、細かい運転資金の融資などは本当に少なくなっているというのが現況です。

私たちの時代は営業も比較的楽でした。お客様自体が組織化されていまして、縫製業の組合・ 麺店の組合といったように色々な業種毎に団体があり、そこで融資の相談にのったり、人間関係 をこさえたり、組合の総会では理事長や役員が講演を頼まれて話をしたり、夏祭りに招待されたりといったように協同組織らしいつながりが非常に強かった。また、若い人の開業も多く独立資金の融資など案件も良い時代でした。

しかし今は、組合自体が解散するか、開店休業状態です。婦人服の縫製業はかつては 100 社ほどありましたが今実際にやっているのは 7~8 社ほどしかないといった状況で顧客地盤そのものが崩壊しています。

そのような状況の中で後輩たちがどんな苦労をしているのか話を聴く機会が先日あったのですが、今の職員は勉強していて中小企業診断士などの有資格者も非常に多い。ということで今流行りになっているお客さん同士のビジネスマッチングといった手間はかかりますが色々な提案、あるいは国の助成のシステムなどの勉強会を開いて融資につなげていたりということで、お客さんの組織化に苦労しています。今後はそういった勉強が益々重要になってくると思います。

私どもは大した苦労もせずに成長を謳歌したわけですけれども、今は地域も大変ですし、職員は勉強を何倍もしなければいけないというなかで、いかに信用金庫の理念を忘れないでやるかということが大事ですが、現場は理念もへったくれもなく、目先の融資の件数や預金量を増やすだけに行っちゃっているような気がするので、なにか問題が起きたときには経営者も含めて判断ミスを起こすのではないかと心配です。

一時、景気対策の一環として安定化資金が創設され、保証協会で4千万円から5千万円保証するから金融機関はリスク無しで貸せるということで、それではプロパーの分もついでに返してもらえばいいじゃないかと言い出す人が出てきて、国の制度なりを本来の意味できちんと理解して推進していく考え方と、なにか色んなことを悪意に解釈して自分の都合のいいように利用するというケースがあるので、その時の経営判断を、業界そのものも含めて何かチェックするような仕組みがないと全体で間違ったことをやってしまう、あるいは不良債権の問題とか、その都度大きな問題の中で業界自体が間違いを起こさない、個人的にもきちんとした理念を持ってやるという、そういった信念は今日の様な協同組織について勉強することによってブレが生じなくなるのではないかと感じました。雑駁ですが以上です。

齊藤 Aさんの方から現場における大きな変化についてお話しいただきました。続いて現場の方々のお話を伺いたいと思いますが、Y信用組合のBさん、この間の環境の変化の中でどのようなことに取り組んでいかなければならないのかについて、日頃のご苦労を含めたお話をいただければと思います。

お客さんに寄り添ってこそ道は開ける

B (Y信用組合) いま**A**さんのお話を聞いていて非常に共鳴・共感をしております。地方の金融機関として地方創生をめぐる問題は避けられないものです。**Y**県は人口減少が全国で第1位ですし、老齢化人口も一番多く全国の10年先を行っていると言われています。それをただ見ているだけだと私たちの生き残る道は全然ないということで様々なことに取り組んできています。

Aさんもお話ししていましたが、お客さんに寄り添った活動をしていかなければならないわけです。そういった意味で、スケールメリットのある銀行にはできないことをやっていかなければならないと現在取り組んでおります。

いま**A**さんから安定化資金のお話がありましたが、マイナス金利になって銀行からの肩代わりというのが非常に多くなってきています。保証協会さんの資金についても地銀さんが保証協会さんの金利よりも安くプロパーで貸しているというのが現状です。

マイナス金利で物販資金でも保証会社に頼らない対応というのが私ども信用組合協会が進んでいく道ではないかとちょっと思っています。それができるのは、お客さんに寄り添って普段から付き合っている中で大きな情報ではありませんが毎月、色々な情報が取れていますので、そこから道ができてくるのではないかと思っています。

いずれにしても銀行にはできない差別化が非常に大事になってきていますので、職員には色々な勉強をさせています。理念であったり、品川弥二郎のことであったり、協同金融のことだけではなくて地方銀行さんのこととかを勉強させながら差別化を図って行っているというのが現状です。

齊藤 銀行にはできない保証協会よりも低い金利でプロパー融資を出せるというのは、言い換えれば日頃からの目利き能力が渉外活動等々を通して養われてきていると理解してよろしいでしょうか。

B それをやっていかなければ我々の業界が生き残っていく道は無くなっていくのではないかと 思っています。

労働環境激変のなかで、労働金庫の原点回帰を

齊藤 どうもありがとうございます。

それでは、労金の**Cさん**、この間の環境の変化とその中での協同組合らしさ、特質や強み、あるいは悩みといったことについてお伺いできればと思います。

C (労金) 労働金庫でも同じような状況がありまして、特に職員の意識が一般金融機関化しているということを強く感じています。私は人材教育を担当していますが、理念や協同組合とは、といった教育に力を入れてやっているところです。

齊藤 社会関係資本といいますか、人と人との繋がりがどんどん崩されていって一人ひとりが分断されていくなかで、労金さんは労働組合の組合員さんが中心となって支えていらっしゃると思いますが、その中でのご苦労などがありましたらお伺いしたのですが。

D (労金) 労働金庫も厳しい状況にあります。労働組合の組織率は既に 20%を切って 17%くらいのところまで落ち込んできております。もともと労金は銀行が労働者にお金を貸してくれないということで、みんなが資金を出し合ってつくった金融機関です。今はどこの金融機関も当たり前のように個人にお金を貸しますし、むしろ住宅ローンを中心に個人向け融資に力を入れているというのが実態です。特に若い人が労働組合の必要性や存在についての意識が薄くなっているなかで、労働金庫はなぜ労働金庫なのか、労働金庫の存在意義に対する意識が職員を含めて薄くなってしまっているのではないかと感じます。労働組合の組織率が低くなるに従い、労働組合に組織されていない方との取引の比重が高くなってきています。それが間違いということではないのですが、そちらに偏りすぎてしまっているのは課題かなと思っております。

ここ数年、各金庫は原点回帰という言葉を使って改めて会員である労働組合の方に対する取り 組みを強化しようというところであります。 近年は非正規勤労者の方が増えており労働組合も非正規勤労者の組織化を進めています。そういった非正規勤労者の方々への金融支援、金融商品の提供を労働組合の自主福祉運動と一体となって取り組み始めているところです。まだ具体的な成果として表れているというところまでは言えませんが、地道な活動の中で協同組織金融機関としての役割を労働者の方々、会員の方々に分かっていただくことが一番大事なのだろうと思っております。

齊藤 E さんは全国の信用組合の動向をご存知かと思いますけれども、今までのご発言を受けて 一言お願いいたします。

お客様に寄り添う姿勢が薄れている現状が心配

E(信用組合関係新聞社) 信用組合関係の新聞では、信用組合の動向などを取材させていただいているのですが、Y信用組合さんはお客様に寄り添うという素晴らしい視点で進められているなと感じましたが、一方で信用組合の中には集金業務を減らして、その分を新規開拓に回して行きたいといったようなことを議論されているところもありまして、私が懸念しているのは、お客様に寄り添った地域金融機関としてやっていくという方向とは違った方向に行くのではないのかなということです。特色を出すという意味で新規開拓に力を入れているというところもあるかもしれませんけれども、ちょっと心配しているところでもあります。

齊藤 ひとわたり現場に関わっていらっしゃる方々からご意見をいただきました。これ以降、フリーな議論をお願いしたいと思います。これまでの各業態からのご発言に対してご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

協同活動を通じたきめ細かな対応が求められている農協

F (Z農協) ただ今、取引先・お客様に寄り添った地元とともに歩む協同組織金融機関というお話がありましたので、この度の農業・農協改革の中で組合員と共に歩むという点から農協の現場について少しお話ししたいと思います。

戦後農協は 13,000 ありましたが、全国的な合併の流れで数が減って、JAバンクとして 659 $\{28$ 年 3月現在 $\}$ 、店舗の数は 8,200 あります。複数市町村にわたる広域合併をしていますから、組合員の協同活動は農協のもとにある部会・生産組織が担っています。

例えば、春菊の生産者は、それをエコ栽培するとか、あるいは地域ブランドの椿マーク、或いは普通栽培とするか等によって部会が違っています、さらに地域でも分かれています、それぞれの事情によって特色ある組織づくりをしながら仕事をしています。

その生産組織で生産・販売計画をたてるにあたっては、今では実需を確かめて、それに応じたものを生産する。そこで、どの品目・品種や栽培暦を採用するかについて、部会生産組織の役員が自分の畑で試験をして、その結果を持ち寄り組合員とも相談して決める。そこで決めた品種・作型で必要な肥料・農薬を決定しそれを農協から買うということになります。産地としてこの野菜にはこういう肥料を使う必要がある、農薬はこの時期にこういうもの等、全体として生産の安定化や食の安全性を確保できるように綿密な生産計画に沿って栽培していきます。組合員の協同活動なくして産地という概念は成り立たないというようなことになっています。

こういった協同活動の中できめ細かい対応をして、最近では市場を通さないで直接スーパーに 売るという仕組みも取り入れれば市場の手数料がかからないというメリットがありますが、一方 で、代金が入ってくるまでのユーザンスがあり、請求事務等を担う農協がしっかり管理していか なければならない。

このように生産組織を軸にして組合員とともに歩んでいかなければこれからの農業はやっていけないという仕組み作りが、野菜産地づくりの基本です。

このような産地づくりが軌道に乗っている農協では、30代40代の中核的な後継者がおり、後継者不足は見られませんが、水田稲作地帯において、これから野菜産地を目指す地域では、まだ仕組み作りが出発点です。この3年間の中期農業振興計画を策定して、地域特性にあった産地づくりから次世代の農協をめざす、「創造的自己改革」と言う主題で取り組んでいるというのが今の農協の実態です。

齊藤 皆さんからのお話に共通していえることは地域の状況は極めて深刻であり、各業態においても様々な困難を抱えているということです。2012年の協同組合年では政府としての取り組みも一定は行なわれましたけれども、今回の農協改革にみられますように、協同組合としての認知度や活動について十分な広がりを得られたということにはなっていないと思います。そのあたりについて、富沢先生にお話しいただければと思います。

協同組合のナショナルセンターを作らないと

富沢賢治(一橋大学名誉教授) 私は研究者で現場を知らないわけですが、協同組合同士の連携がうまく取れないで苦労しているというのが日本の現状ではないかと思います。横のつながりをどう作るのかが一大課題なのですが、日本の協同組合の全国連合会・ナショナルセンター的なものを作る必要があるのではないかと思っています。協同組織金融機関も政府からにらまれると非常に怖いので、そのような状況でそれぞれが個別に活動していると限界がある。この問題を解決するためにはナショナルセンターを作る以外ないのではないかと思います。この数年そういった運動をやってきました。2012年の国際協同組合年には国連が各国政府に対して、協同組合は社会を構成する上で非常に重要で不可欠の組織であるので、協同組合が成長・発展するための法制度を整備せよと訴えました。

そこで日本の場合も各協同組合の代表者の方々が集まって実行委員会を作り、日本では何をするかを考えました。先ず政府に協同組合の良いところ、一般企業と異なる利点をきちんと認めてもらう、協同組合に対する考え方をきちんと提起してもらう、そのために「協同組合憲章」を作ってもらいたい、ということで実行委員会では草案をつくりました。実行委員会は 2013 年に解散されましたが後継組織として国際協同組合年記念協同組合全国協議会が設立されました。今も引き続きその運動に取り組んでいますが、参加する組織もだんだん多くなってきています。

協同組合のナショナルセンター作りということでは、農協の方も動き出していて、今年の3月に「中心的組織の組成を見通した協同組合間提携の強化について」という文章を全中が出して、「全国段階において協同組合間連携を担う中心的組織・恒常的設置の法人の組成が必要となっている」という認識を示しています。具体的には、JC総研を基本にして組織の枠を少しずつ広げて

いって、それを一つの軸にして国際協同組合年記念協同組合全国協議会やJJC などの組織を合わせてナショナルセンターを作っていこうという動きに一歩踏み出しています。

韓国では2012年の国際協同組合年に協同組合基本法が成立し、1万くらいの協同組合がどんどん設立されています。JC総研が具体的計画を進めていって、これに生協も対応し、協同組織金融機関なども入ってくると、協同組合が活動する環境・法制度を整えるための圧力団体のようなものができていき、その結果、協同組合基本法を作っていく環境が生まれます。

ナショナルセンターも上部組織だけでは駄目で、各地域で協同組合が具体的に連携を進める必要があります。資金的には協同組織金融機関の役割が大きくなると思います。ですから皆さんにはナショナルセンター作りのサポートを是非していただきたいのです。

齊藤 司会の独断で生意気なことを申し上げますが、いま富沢先生がおっしゃった方向に進むということは私も非常に素晴らしいことだと思うのですが、しかしながら現実を見ますと、農協法の改革論議で私はむしろ逆の雰囲気を感じました。地域では協同組合同士がライバルあるいは競合といった方が前面に出てきています。そこを我々としてはどう考えたらよいのかお聞きしたいのですが。

話し合いの基盤作りが大事では…

富沢 現場を知らないので勝手なことを言いますが、協同する条件ができていないと競合する以外にないと思います。お互いに共通する話し合いの基盤を作るところから始めないと、競合せざるを得ないし共食いになるか一般企業の食い物になってしまいます。お互いの話し合いは非常に難しいのですが、話し合いのための基盤を作っていくためにナショナルセンターが必要になります。ローカルセンターとともに難問に取り組まないで、いまのように個々の組織が頑張ってやっているだけでは、どうしても壁は越えられないと思います。

F いま先生がおっしゃった通り、そこがポイントであり、この度の農業・農協改革では、「農協が組合員の所得を増やす組織たれ」と政府は声をかけてくる、(TPPの条文は全然公開されていないけれども)、もともと利益を得る目的で収益事業を行なう者への規制がありますから、一方的に声を掛けられても、その農協がそれに従って変質していくと、今度はそれで規制されるというロジックが組みたてられているのではないか{笑い}、農協は申すまでもないが、食を通じて皆さんの命を守るという役割を協同組合活動として力をいれる、そこが本旨です。

富沢先生がおっしゃられるように協同組合のナショナルセンターを作る、しかし農協だけではできませんので JC 総研を拠点として、全中の専門スタッフを派遣してオール協同組合のセンターを作っていこうと決意しました。

全国的には県毎に農業や地域の姿が違いますから、〇〇県農業協同組合連合会という形にして、 そこに農産物の生産・販売や中央会の業務監査を一体化した組織を持って活動をしていくという ことも考えられないかと個人的には思っています。

地域再生に協同組織金融機関はどう取り組むか

齊藤 協同組織金融機関が抱える具体的な課題に入っていますが、協同組合間協同につきましては、協同組合学会でも強調されてきましたけれども、しかしながら実際的な効果がどのくらい上

がっているのかについてはずっと疑問に思っておりました。独断ですが、右肩上がりの経済成長が終わってパイの奪い合いが起こっているときに縦割りの行政によって協同組合が寸断されている。それで先行きは大丈夫なのか。地域の再生において何らかの協同をする必要があると思うのですが、実際にはその方向に必ずしも進んでいないという印象がありまして、むしろこの間の地方創生法にあるように、「産官学金労言」というのがありますよね。いわゆるオール地域で地域再生に取り組まなければいけない、そのためには自治体の政策が非常に重要である。そこに「金」として金融機関も積極的に参加しなさいということであるけれども、残念ながら協同組織の金融機関の多くは地方版総合戦略の策定には正直言ってあまりコミットできなかったと。地銀や第二地銀、あるいは大手信用金庫に限られているという現状がございまして、そこを我々はどのように考えて、対応としてどういう方向を目指していったらよいのかということを最近強く感じています。これに関連して是非ご意見をいただきたいのですが。

地域的な連合を実質的にどう作るか

安田元三(日本大学名誉教授・前協同金融研究会代表) 富沢先生のおっしゃるようなナショナルセンターは絶対に必要だと思っており、それに向けて動くべきだと思うのですが、それより前の段階で協同組合金融の分野だけで地域的な連合というか統合ということが法改正を待たないとできないものなのか、実質的にできるうまい手がないだろうかということを考えるのですが、富沢先生、斎藤先生に教えていただければと思います。

富沢 全体的な政治状況で言うと、国際的な経済のグローバリゼーションで新自由主義的な考え方が一般化しています。経済行為は市場に任せた方がいい、市場の担い手としては営利企業が相応しいということになります。協同組合はどちらかと言うと特異な存在で、こういうものは整理した方がいいという方向に国際的動向が進んできていると思います。対抗勢力を作るという意味でナショナルセンターを作らないと押し切られてしまいます。ナショナルセンターも上だけ作ると城壁を欠いた天守閣のようなもので、弱体で、政府に悪用される可能性が生じます。いまは城壁を強固にするための、地域での協同が大切だと思うのです。金融機関だけで何ができるのかということですが、地域創生のために協同組織金融機関が何ができるのかということの相談・話し合いはできるのではないかと思います。顔を合わせて共通の問題にどう対応するのかということで、とにかく議論を始めるというところが大切です。組織と組織を結びつけるというのは非常に難しいので、人と人が会って話し合うというところから始めることが必要ではないかと思います。

齊藤 現場サイドから何かご意見がございますか。

労金さんに伺いたいのですが、「産官学金労(労働組合)言(言論・知識人)」でオール地域だと言われていますが、地域において働いている人々も巻き込んだ形の地域創生ということを政府自身も打ち出しているわけですが、何かありましたらお願いします。

D 地域創生という言葉はキーワードとしては出るのですが、実際に何ができるのか模索しているというのが実態です。労金は地域金融機関の定義には入るのですが、基本が職域だったりするものですから、どういったかたちで地域創生に貢献できるのか難しい課題だと感じています。

A 同じ信用金庫同士の協議体として東信協などがありますが、個別信金の活動との関係で効果を上げていく施策が打ち出せていないというのが現状だと思います。信用金庫が中小企業融資を全体で受けるから各金庫は頑張ってやってくださいというたて付けができるものは旨くできるのでしょうが、内情は、同じ業態でも、いかに隣の店に勝つかということで競争していますので、なかなか協調することが難しい状況にあります。

それでは今どういう事が行なわれているのかと言うと、定期積金の集金をやるかやらないかは 経営として非常に大きな判断だと思うのですが、私どもはどちらかと言うと抑制的になった金融 機関なのですが、これに対抗するためにX信金はやっていないからうちがやりますとすごく力を いれてやっている近所の金庫があるのですが、実際にそこが数字を伸ばしているのです。そうい う面で、どういう方針を立てるか、定期積金を無くした場合それに代わるものは何なのかという ものも無しにお客さんとの接点が切れていってしまうと、これはまた経営判断が難しい。

ですから、ちょっとニュアンスが違いますが、全体的に連携していないでやるというのは、例えば池袋地区で大きなイベントを協同して、人も物も出してみんなで協力してやろうよということはできるでしょうけれども、もっと高度な次元でやるというのは気持ちの上でなかなか難しいのではないかという気がいたします。

齊藤 他業態との協同ということにつきましてY信用組合さんはどのようにお考えでしょうか。

B 本来であればオール地方=「産官学金労言」 — これら全てで取り組んでいかなければならない課題だと思っています。しかしながら齊藤先生がおっしゃったように競合もします。過去においては JA さんとバッティングするということはなかったのですが、最近ではアグリビジネス等との関係で JA さんともバッティングする場面が多くなっています。理想では協同組合間の協同事業は非常にいいことだとは思うのですが、県内では国際協同組合年で PR 等をやったのですが、その時にも信金さんあたりがはずれたりということがありましたので、なかなか実現に向けては難しい課題があるのかなと思っております。

信金ごとに違うカラー、ともかく足で稼ぐことが求められている…

齊藤 北海道もどんどん人口が減って札幌市の人口も減り出すという中であえて来年からこの業界に飛び込む駒澤大学のG君からひと言お願いしたいと思います。

G (駒澤大学学生) 北海道で就職活動をして感じたことは、個々の信金で全くカラーが違うなということでした。みんな同じ理念で設立されて、同じように地域貢献の活動をされているのですが、地元ではなく取り敢えず札幌に支店を置いて業務拡大して利益を出すという方にシフトしていたり、自分の地域だけでやっていくというところもあります。皆さんは危機感はあるのですが、どちらかと言うと渉外で元気な人が欲しいといったことで、勉強がどうこうというよりは足で稼げという印象が強いです。

A 信用金庫を目指した動機は?

G もともと金融に興味をもっていまして、銀行より信金の方がおもしろそうだなと思いました。

齊藤 春のシンポジウムの時に秋田県の信用組合さんも含めて三つの業態の報告者の方々から何とか協同の方向をというご発言があって勇気づけられた面が一つと、他方、実情を見ますと日本

政策投資銀行のファンドが地方でかなり存在感を増しています。その中で 4 つの業態をあわせて 109 兆円あまりの資金を持っているわけですから、それをなんらかの形で協同のファンドといった形で地域のために結びつけられないのか、協同事業へ期待するところもありまして、そういった取り組みがどこかで行なわれているのであれば事例として紹介していただければと思ったりもします。 E さん、信用組合あたりで何か動きはあるのでしょうか。

E 先ほども話されておられましたが、各地域の信用組合さんがネットワークを組むという動きが積極的に行なわれていまして、特に東京の第一勧業信組さんを中心にして各地域の信組さんがネットワークを組んで、秋田県信さんもそこに入っていたりするのですが、そこは競合はしていないので、離れている地域同士のネットワークなので、そういうやり方であれば協力ができていくのではないかという感じがしました。

F 「地域で」と一口にとらえることは難しい、地域の課題を検討するにあたっては、協同組織のほかにNPO、行政、大学・研究機関、企業等との連携をどうとるか、その対象になる領域も、内橋克人氏から提起されたFEC(Foods、 Energy、Care)から例をあげれば、差し当たり自然エネルギーとか学校給食や地域介護などとそれぞれの地域で急がれるレベルにおとして考える必要がある、そこで政府が平成30年度を初年度として市町村に義務付けている「総合計画の策定」の場には必ずみんなで出ていって相談し情報を共有化して、そこから具体化していくことが良かろう。例えば山形の置賜自給圏という有名な事例がある。現在はその地域の多くの活動にもかかわっているが、その出発はごみの収集とそのリサイクルという問題がきっかけとなっている。

その成功のカギは地域固有の具体的な命題を探すことが出来るか、それをデザインしてやっていける人材が必要であると、最近お聞きした藻谷さんからの提案であった。全国の市町村それぞれに三千通りのものがあっていいのではいかということです、三つのランクがあれば、Cのところも多いけれどもBまで行っているところ、あるいはAで具体的な行動に移ったところがあるということ、そこがミソであるとのご託宣です。

齊藤 本日の研究会は結論を導くものではございませんけれども、最後のパートとしまして、今までのお話を踏まえた上で、私どもの研究会にはどういう実践的な課題があるのかについてご発言をお願いしたいと思います。

市場の欠陥をカバーするための協同金融の役割

鳥畑与一(静岡大学教授) 協同組合学会にも入っていない門外漢なのですが、信用保証制度改革の議論が中小企業庁の金融政策審議会で進んでおりまして、それについて本日全商連の学習会で話をしてきました。タックスへイブンの話を別団体の学習会でも話をしたのですが、自分なりにいま何が起きているのかなと思った時に、地方だけではなく一国レベルでも地域内資金循環の仕組みが壊れてしまって、市場原理の中で一極集中が進んだ。その一極集中したお金は今度は海外に逃げていっている。日本はこれほどデフレが続いていますけれども純資産は世界ナンバーワンなんですね。そういう形で日本の内需はどんどん冷え込んでいく。そうするとデフレが続いていく状況をどう克服するのだといったら、外に逃げ出していったマネーをどうやって日本に呼び

戻すかという形で、結局、アメリカの資本を含めて海外の投資をどうやって引き込むかと言えば、 日本をもっと儲かる国にしないといけない。

ではなぜ儲からないのかと言えば、大企業に比べて中小零細企業の生産性が低い、一人当たりの付加価値額が低くて儲からないから投資が来ない。なぜ生産性が低いのかと言えば信用保証を含めて中小企業が淘汰されていないからということで、いま政府が進めているのが新陳代謝ということで、中小零細企業の倒産率・廃業率を倍増しなさいという数値目標を掲げてやっているわけです。

ですからこのまま行くと地方の小規模企業を含めた中小企業が淘汰されていく。門外漢なりに協同金融の勉強をさせていただいて信用保証制度についての俄か勉強をやっているのですが、釈迦に説法かも知れませんが、もともと市場原理の欠陥があって、市場に任せておくと中小零細のところにはお金が回って来ない、それをどうするんだということで日本では、一方では協同金融の試みがあって、もう一方では信用保証制度でなんとかしようという試みがあったんだろうと思うんですね。こう見ると、市場の欠陥をカバーするための協同金融の役割というのは益々高まっているのだろうなと思います。

私なりに協同金融ってなんだろうなと考えた時に、齊藤先生から相互扶助という話が出ましたが、やはり営利追求=株主のために儲けるのではなくて相互扶助=会員が互いに助けあう、それは投資家の利益の追求ではなくてあくまでも相互扶助で儲かったお金は地域に返していくんだという仕組みだと思うんですね。そういう資金循環の仕組みを作るというところで、そこは Face to Face で、お互い長年よく知っているからお前を信用して金を回すんだということですよね。Face to Face だから当然地域限定の仕組みでやってきたと思うのです。

ですから、協同金融や信用保証の仕組みというのは、地域内経済循環の構築のためにも益々日本にとって必要だと思うのです。ところが協同金融のそもそも論について大学で教えているかといえばほとんど教えていないのが現状で、信用組合や信用金庫に就職する学生は協同金融はなんだという勉強をしないままで就職する。受け入れている金融機関がしっかり教えているのかと言えばかなり千差万別で、協同金融の原点が非常にあやふやなままに市場ベースの競争に巻き込まれている、巻き込まれて益々存在感が無くなっているような悪循環に陥っている気がしますので、今は、改めて先人の想いや考えを学び直す時期にあるのではないかと思います。

人材育成が重要な課題

平澤克彦(日本大学商学部教授) 私は経営学を専攻させていただいています。お話を聞いてきて、組織の視点から進んできたという感じを受けました。ドイツのここ 20 年くらいの戦略論をみていますと、協同組織の戦略論としてメンバーバリュー戦略ということが言われています。それは環境変化の中で協同組織がどれほど大変なのかという議論とともにコーポラティブガバナンスというかたちで協同組合型のガバナンス構造に対応してどういう風に戦略を組むかという議論でございます。そういうところから見ると、やはり会員制の問題ということが重視されるということで、お金を貸している、あるいは出資している、そういう人たちを対象にどういう風に考えていくかという問題がもう一つあるんだろうということで、やはり大学なりで協同組合に関わる人材をどのように育成していくのかということが非常に重要な課題に今後なっていくのではないかなということがいま私が思っているところであります。

齊藤 続きまして谷川先生お願いします。

金融機関そのものの限界があるのでは

谷川孝美(日本大学商学部非常勤講師) 最近の協同組織金融の中での預貸率が低くなっているということに疑問と言いましょうか懸念を持っておりまして、地域経済が悪化している中で金融機関は協同組織と関係無しに金融機関そのものとしてできる限界が、もしかしたらあるのではないかと個人的には思っております。協同組織金融機関が今後どうなるかということについてよくわかっておりませんので、実践しておられる方々のお話をきいて勉強したいと思っております。

信用金庫がそれぞれの地域にあることの意味

足立一夫(協同組織金融研究者) やはり、地域のために何ができるのかが協同組織金融機関の原点になっているところだろうと思います。私は研究で信用金庫の合併等を調べて参りましたけれど、山形県にはいま四つ信用金庫があります。山形県は米沢を中心とした置賜、山形市を中心とした村山、それから北の方の新庄市などの最上、日本海側の鶴岡市、酒田市などの庄内と四つの地方に分かれていて、テレビの天気予報でも四つの地域別となっています。ということで、それぞれの地域に信用金庫が一つずつ残っているというのは、それはそれなりに意味があることだろうと思います。これを無理やり一つにするのは如何なものかと感じております。

ナショナルセンター設立のためには国民的な理解が必要では

H (労金) 先ほどのナショナルセンターの設立については強く賛同いたしますが、具体的な手段として時期尚早ではないかと考えています。それは国民的な理解が深まっていない、資本主義とは違う哲学である協同組織というものをまず知っていただき慣れ親しんでいただいて、そういう組織が必要なんだということを国民の皆さんに感じていただいた時に実現できると思っています。

私ども労働金庫が生まれた時期は戦後の物理的な困窮の中で労働運動が非常に強く盛り上がり、 消費生活協同組合運動も盛り上がっておりまして、この二つの運動の中から労働金庫が生まれた という経緯があります。ナショナルセンターを設立するにあたりまして国民的な理解をいただく ためにどのような手段がありますでしょうか。私たちは何をしていくべきでしょうか。

先ほど、教育:学校で教えるというお話がありましたが、子どもたちが育つには一世代分・20年がかかってしまいますので、いますぐ私たちがナショナルセンター設立のためにできることは何かを教えていただければと思います。

富沢 ナショナルセンターの設立はできるだけ早くしなければいけないと思います。そのためには各組織を担っている職員の方の意識が大切になります。自分たちが協同組合を担っていくのだという意識がないと、いくらナショナルセンターという組織を作っても意味がない。労金に関して言えば、日本の労働組合は職場中心で組織されてきました。例えばイギリスでは地域の労働者組織が基本になって労働運動が進んできました。私は日本の労働組合の人たちの意識の変化が必要だと思います。労働組合は職場とともに地域での活動に力点を置く。地域での活動ということになると他の地域で活動する人たちと連携をとらざるを得なくなります。労働組合という既存の

基盤に留まっていると労金自体の活動も減っていくと思います。そういったところまで考えることが必要だと思います。先ず足元からということです。

G 北海道は信用金庫が 23 ありまして横のつながりが強いということを誇りにしているところが多かったのですが、融資に関しては地銀さんを含めて協調融資を強めています。ナショナルセンターやローカルセンターを作ると協調融資などをやっていくこともできるのかなと思いました。

地方創生の2つのキーワード~人口減少と労働生産性の向上~

相澤朋子(日本大学商学部講師) 私は震災時に東北にある東北文化学園大学で金融論を担当していましたので、その後、東北地域の信用組合・信用金庫を訪問してインタビューさせていただいています。そこで色々なお話を伺ったのですが、地方創生と言った時に二つキーワードがあり、一つは人口減少だと思っております。福島県沿岸部では、工事関係者の人口流入もありますし、南相馬から避難された方々が同じ沿岸部ということでいわき市に住むことを選択していて、実質的にいわき市の人口は増加しています。そのため、たとえば医療・福祉サービス機能の低下が問題になっていたり、元々いわき市に住んでいた方々と避難された方々とがうまくやっていく工夫が必要になっています。人口減少で人が減っていくことはもちろん問題なのですが、単に人を増やせば問題が解決するということではないということを勉強させていただきました。

二つ目が労働生産性の向上で、意味としては一人当たりの実質賃金を高めようという事だと思うのですが、新規の貸し出し競争をしてしまうとコスト競争になり、現在の経済環境下では結局、貸出先の奪い合いになってしまいます。そこで、新規貸出ではなく既存のお客様に対するアドバイス、例えばこういう補助金があるとか、売上を伸ばすヒントとか、創業時の事業計画書を改善してより高い売上高をより長期的に達成できるようなアドバイスをするといったことを事業者の方は期待されていて、現在の経済環境下で金融機関が力を入れるべき方向なのではないかと感じました。

金庫が変わった、顧客が求めるものが変わった、見えないお金がはびこる?!

I(信金関連会社) 今現在の席は東信協ですが、昨年の4月から信金関連会社で働いております。実は東信協の前は相互銀行におりました。渋谷地区で営業をやっておりまして、その時は渋谷信金さんや港信金さんが同じエリアにありまして、信金さんが強く、すごい業界だなと思っておりました。東信協に入ったのは平成元年ですが、その時に都内には58の信金がありました。色々な方にお会いして感じたのは、それぞれの金庫にはそれぞれのカラーがあるということでした。業界に入って最初に教わったのは連帯と協調で、その当時はこれらが十分になされていたのかと思いますが、現在、都内は23の信用金庫です。それぞれの金庫の方に会っても以前のように金庫の色が見えないのです。そして、連帯と協調は掲げつつ競合していかなければいけないということで、競争がとても激しくなっています。

先ほど環境の変化というお話がありましたが、金庫が変わったというのが変化の一つかなと思います。二つ目の変化は、お客様の求めるものが大きく変わったのではないかと思いますし、それによって我々の仕事も大きく変わったと思います。

平成元年に入った時には、信金テキストを読みながら三大業務=預金と融資と為替を頑張っていればいいということだったのですが、今現在はそんなものよりもそれ以外のサービス=相談業務やらマッチングやら今後はマイナンバーといったものも絡んできて仕事が難しくなっていくのかなと思う次第です。

また、こんなに多くの外国人が日本に住むようになったのも変化の一つではないかと思います。 さらに、見えないお金というものがこんなにはびこるとは思ってもいませんでした。スイカを 当たり前のように使っていますし、ビットコインのようなわけの分からないものもあったりして、 これだけ環境が変わっていると協同組織金融機関もなにかしら変わっていかなければならないの ではないかという気がします。

このように変わったのはいつ頃からかと考えると、バブルが崩壊してパイの取り合いが始まった頃からではないかと思います。では対策はどうしたらいいのかということですが、やはりお客様が何を求めているのかということを第一に考えながら対策を考えていくというのが一つの方向、もう一つの方向は、先ほど原点回帰ということが出ましたが、昔お客様は何を求めていたのかな、というように、この二つの方向で考えていったらいいのかなと思った次第です。

重要な協同組合のガバナンスだが…

相川直之(元全国信用金庫研修所副所長) 一つ疑問に思っているのは、齊藤先生は戦後の日本的開発・発展政策の行き詰まりとおっしゃっていますし、鳥畑先生は、日本経済や世界経済が色々とピンチになっていると言うけれども、本当に皆がそんな風に思っているのかと言えば、思っていないのではないかと私は思います。そうでなければ、アベノミクスを掲げて安倍首相が完勝するなどということはあり得ない。国民は恐らく、リニア等、まだいいことがあるのではないか、潤ってくるのではないかとか、経済もなんとかなるのではないかと思っている人が少なからずいると思います。

つまり、お金を皆が求めている、国の施策のお金にあずかりたいと。信用金庫などを見ていて も、やはり自民党の政権のおかげにあずかりたいという意識が非常に強い。信用金庫大会になる と安倍首相が来ますが、その親衛隊のような理事長が一杯います。そういう人たちが協同組織金 融機関をやっているわけです。そういう風なことを考えると、単純に行き詰ったとか政策が破綻 したとかとは言えなくて、まだまだ通っているのではないか、なぜ通るのかを考えなければいけ ないのではないかと思います。

実は、業界の年史の最終章を担当したのですが、その中で特に総代制度については改善すべきだと書いたのですが、殆ど削られました。大変に抵抗が強い。そういう状況の中でどうしたらいいのかという風なことを感じます。

齊藤先生が提起しておられるところで、協同組合のガバナンスは非常に重要で、私は信用金庫研修所で支店長や次長といった管理職に理念の問題を教えてきたのですが、現場に帰るとトップが違う。トップがそう思っていないので、支店長、ましては一般職員に至っては直ぐ忘れてしまうという現状があります。そういう意味でトップをどう変えるかということが一番大切なのだけれどもそう簡単にはいかない。現場では現実に起きているいろいろな問題と取り組まないといけない。それをやらないと生きられないという状況をどう皆で考えていくかということをやりなが

ら、ガバナンスの問題、トップの問題も合わせて本気で考えていかないとなかなか変わらない。 トップが変わらないと理念は浸透しないと思います。

ただ、もう一方で考えると、今回の参議院選挙で東北は自民党はほとんど負けている。その変化をみると変わりつつあるのかなとも思いますが。

齊藤 では、時間になりましたので討論はこれで終わりたいと思います。皆さん、貴重なご意見ありがとうございました。

小島 もっと議論を続けたいところですが、残念ながら予定時間が来てしまいました。齊藤先生、皆さん、お忙しい中ありがとうございます。皆さんからいただいたご意見を今後の研究会活動に生かしていきたいと思います。ありがとうございました。



◆資料◆ 協同組織金融機関の概要

齊藤 正「日本の『協同組織金融』制度の特質と現代的課題」 (生協総合研究所『生協総研レポート』No.79、2016年3月)より

表 協同組織金融機関(「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」1993年による)の概要

	信用金庫	信金中央金庫	信用組合	全国信用組合連合会
目的・理念	※ 1		※ 2-1、2-2	
準拠法	信用金庫法(1951年)	同左	中小企業等協同組合法、 協同組合による金融事業 に関する法律(1949年)	同左、1954 年設立
事業免許・認可	内閣総理大臣の免許	同左	内閣総理大臣の認可	同左
主管	金融庁		金融庁(* 2000 年、都 道府県から移管)	
主な特徴	卒業生金融あり Face to Face	全国連合会債(準備金の 10 倍まで)の発行	「地域」・「業域」・「職域」 総預金額の 20%まで員外 預金が可、卒業生金融なし	
出資総額	政令の定め、1 億円以上	100 億円以上	政令の定め、1 千万円以上	政令の定め、1 億円以上
1 会員の出資最低額/ 口数の上限	5 千円以上、100 分の 10 以下、定款記載事項	10 万円以上、100 分の 10 以下、定款記載事項、	100 分の 10 以下、定款 記載事項、	同左
「会員」・「組合員」資格	* 6		* 7	
発起人/設立	会員となる7人以上	15 以上の信用金庫	300 人以上の組合員を有 する組合の 4 人以上	2 以上の信用組合
役員	5人以上の理事(3分の 2は会員又は役員)、2 人以上の監事		3 人以上の理事(3 分の 2 は組合員又は組合員役 員)、1 人以上の監事	
準拠法適用機関数	267	1	155	1
店舗数	7,451	19 (うち、海外 5)	1,718	11
会員/組合員	928 万人	267 金庫	387 万人	155 組合
中央機関/業界団体	(一般社)全国信用金庫協会		(社)全国信用組合中央協会	
主な経営指標(27年3月	末)		1	
出資金	8,097 億円		4 千億円	538 億円 (優先出資 50 億円)
資金量	128.6 兆円	26.8 兆円	18.7 兆円	4.7 兆円
貸出金等	貸出金 64.5 兆円	貸出金 6.0 兆円、有価証 券 18.4 兆円	貸出金 9.8 兆円	貸出金 2,950 億円、有 価証券 4.2 兆円
預(貯)貸率	50.3%		52.3%	

^{※1} 信用金庫法:第一条 この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融

業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の経済という。 業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の経済と領令者等の保護に資することを目的とする。 ※ 2-1 中小企業等協同組合法:第一条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経 済的地位の向上を図ることを目的とする。

済的地位の向上を図ることを目的とする。
※ 2-2 協同組合等による金融事業に関する法律: この法律は、協同組織による金融業務の健全な経営を確保し、預金者その他の債権者及び出資者の利益を保護することにより一般の信用を維持し、もつて協同組織による金融の発達を図ることを目的とする。
※ 3 農協法: 第一条 この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする
※ 4 水産業協同組合法: 第一条 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。
※ 5 労働金庫法: 第一条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行っ福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。
※ 6 : (地区内において) 住所または居所を有する者、事業所を有する者、勤労に従事する者、事業所を有する者の役員、(事業者の場合) 従業員 300 人以下または資本会 9 億円以下の事業者

または資本金9億円以下の事業者

農協/農協連合会	漁協/漁連、 水産業加工組合/連合会	農林中央金庫	労働金庫	労働金庫連合会
* 3	※ 4		※ 5	
農協法(1947 年)	水産業協同組合法 (1948 年)	農林中央金庫法(2001 年: 旧法大正 12 全部改正)	労金法(1953年)	同左、1955 年設立
「行政庁」の認可		農林中央金庫法	内閣総理大臣および厚労相	
農水省・都道府県・金融庁	水産庁	農水省・金融庁	内閣府・厚労省	
准組合員、利用分量配当・ 回転出資、「中央会」規定、 連合会には複数議決権	同左	農林中金債の発行 「経営管理委員会」設置 の義務付け	労働者福祉金融機関、団 体主義(個人会員は議決 権を有せず)	
定めなし	定めなし	資本金 100 億円以上	政令の定め、1 千万円以上	10 億円以上
定款記載事項	定款記載事項		1 口規定なし(定款事項)、 出資口数の 100 分の 25 以内(第 12 条の 3)	
※ 8-1、8-2	※ 9		※ 10	
単協は15人以上の農業者、 連合会は2以上の組合			7以上の会員/50以上の 会員・2万人以上の構成員	15 以上の労金
5 人以上の理事(三分の二は、組合員個人又は組合員 たる法人の役員)、2 人以 上の監事、信用事業兼営は 信用事業担当専任の理事 1 人以上を含めて常勤理事 3 人以上、経営管理委員会	5 人以上の理事、2 人以 上の監事	5 人以上の理事、10 以 上の経営管理委員及び3 人以上の監事	5 人以上の理事、2 人以 上の監事	
総合農協 699 (26 年 4 月)	単位組合:2,484 (うち、 JF969、信用事業兼営は 125)	1	13	1
8,164		25 (うち、海外 5)	639	
997 万人(うち、正組合 員 461 万人、26 年度末)	漁民、水産加工組合 (35 万人)	3,790 団体	157,978 会員、 1,035 万人 (間接構成員)	
全国農業協同組合中央会	全国漁業協同組合連合会		(一般社) 全国労金協会	
	Г	[<u></u>		T
		資本金 3.4 兆円(うち、 優先出資 3.0 兆円)	959 億円	1,200 億円
91.5 兆円 (26 年 3 月末)	JF: 貯金8,800億円、 JF連:2.4兆円	52.5 兆円	18.0 兆円	
貸出金 21.0 兆円、有価証券 4.5 兆円、系統預け金 64.6 兆円(26 年 3 月末)	6,200 億円	貸出金 16.6 兆円、有価証券 57.5 兆円 (26 年 3 月末)	貸出金 11.9 兆円	貸出金3,900億円、有 価証券5.2兆円
23.3%			65.8%	

^{※ 7:(}地区内において)、住所または居所を有する者、事業を行う小規模の事業者、勤労に従事する者、事業を行う小規模の事業者の役員〈事業者の場合〉従業員300人以下または資本金3億円以下の事業者(卸売業は100人または1億円、小売業は50人または5千万円、サービス業は100人または5千万円)
※ 8-1 農協:農業者(組合を除く。)、当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人又は当該農業協同組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であつて、当該農業協同組合の施設を利用することを相当とするもの、当該農業協同組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合、農事組合法人等当該農業協同組合の地区内住所を有する農民が主たる構成員となつている団体で協同組織のもとに当該構成員和の地区内に住所を有する農民が主たる構成員となっている団体※8-2 農協連合会:組合、他の法律により設立された協同組織体で組合の行う事業と同種の事業を行うもの、組合が主たる構成員又は出資者となつている団体

^{※8-2} 農協連合会:組合、他の法律により設立された協同組織体で組合の行う事業と同種の事業を行うもの、組合が主たる構成員又は出資者となっている法人(農協中央会などを除く。) 人(農協中央会などを除く。) ※9:(地区内において)漁民、漁業生産組合、漁業を営む法人(組合及び漁業生産組合を除く。)であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1500トンから3000トンまでの間で定款で定めるトン数以下であるもの、ほか。 ※10:(地区内に事務所を有する)労働組合、消費生活協同組合及び同連合会、諸団体、地区内に住所を有する労働者及びその労働金庫の地区内に存する事業場に使用される労働者(個人会員:定款に定めのあるばあい)ほか。 [定款記載共通事項](1)事業、(2)名称、(3)地区、(4)事務所の名称及び所在地、(5)会員たる資格に関する規定、(6)会員の加入及び脱退に関する規定、(7)出資1口の金額及び会員の出資の最低限度額並びに出資の払込みの時期及び方法、(8)剰余金の処分及び損失の処理に関する規定、(9)準備金の積立の方法、(10)役員の定数及びその選任に関する規定、(11)事業年度、(12)公告方法、(13)存続期間又は解散の事由を定めたときは、この期間又は事由

◆研究会および総会のご案内◆

第127回定例研究会の開催のお知らせ

異常なほどの猛暑が襲っている日本列島ですが、熊本や東北の被災地が依然として気がかりな 状況が続いています。猛暑のなかの被災地の皆様にお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復 興・復旧を願わずにはいられません。

さて、参議院選挙とそれに引き続く都知事選挙は今後の日本の政治・経済状況に大きな影響を与えそうですが、リオ・オリンピックや高校野球の熱戦の背後に隠れて見えにくい状況が生まれてもいます。こうした中で、協同組織金融機関の役割や課題が改めて問われているのだと思いますが、夏休みの時期でもあり、この時期にじっくりと課題を見据える必要があるかもしれません。

今回の研究会では、マイナス金利が継続しているなかで、地域経済の再生・創生に向けて金融 庁の新たな動向を追った共同通信社の橋本卓男氏に金融情勢・金融行政の最新動向をご講演いた だくことになりました。新たな情勢をどう読み解いていくのか、ご講演を踏まえて参加者との意 見交換も行いたいと思います。皆様の積極的なご参加をお願いたします。

記

1. 開催日: 2016年9月9日(金)午後6時30分~8時30分

2. テーマ: **金融情勢、金融行政の最近の動向について**(仮題)

3. 講 師:**橋本 卓典 氏**(共同通信社経済部記者)

*近著『捨てられる銀行』(講談社現代新書、2016年5月刊)

4. 会 場:プラザエフ(主婦会館) 5階「会議室」

(JR、地下鉄丸ノ内線・南北線「四ッ谷駅」麹町口下車徒歩約1分)

5. 参加費: 1人1,000円 (学生・院生は500円)

6. 申 込: FAXまたはe-mail で、下記事務局にお申し込みください。

協同金融研究会 事務局(担当:笹野、小島)

[FAX] 0.3-3.2.6.2-2.2.6.0 [e-mail] kinyucoop@mail.goo.ne.jp

★2016年度の会費の納入を!★

協同金融研究会は皆様の会費で維持されています。会員の皆様には別途、請求書をお送りしていますが、2016年度の会費のお振り込みをお願いします。

個人会費は3000円, 賛助会費は1口1万円です。お振込みは下記にお願いします。

<ゆうちょ銀行口座> ○一九店(当座)0012199

*「郵便振替用紙」をご利用の場合の口座番号は<00170-4-12199>です。

<労金口座>中央労働金庫・本店営業部(普通)9889872

*口座名義はいずれも「**協同金融研究会(キョウドウキンユウケンキュウカイ)**」です。なお、労働金庫の支店名が 2014 年度から変わっていますので、ご注意ください。